

第3次

概要版

大木町男女共同参画計画

(配偶者からの暴力防止基本計画・女性活躍推進計画)

基本理念

ともに認め合い、支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり

計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画であるとともに、2019年(平成31年)に制定された「大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例」に基づいた計画としています。

併せて、「DV防止法」第2条の3第3項及び、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく町の基本的な計画としています。

また、大木町自治総合計画に定められた、将来像「まちの個性が光る暮らしと文化が育つまち」を実現するための政策「人権教育・啓発、男女共同参画の推進」を実現する個別計画としています。

計画期間

令和5年度から令和9年度の5年間

大木町男女共同参画推進計画3つの目標

1

男女共同参画社会
実現のための意識改革

2

誰もが安心して
暮らせる社会の実現

3

性別にとらわれず
活躍できる社会の実現

発行/令和5年9月 大木町まちづくり課

〒830-0416 大木町大字八町牟田 255 番地1 TEL:0944-32-1036

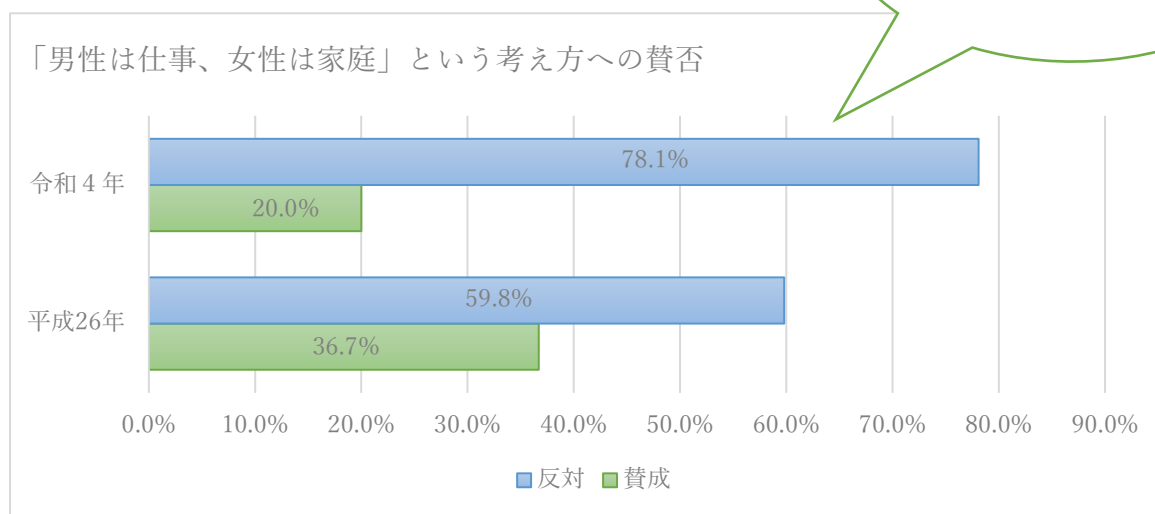
基本目標Ⅰ 男女共同参画の社会実現のための意識改革

「固定的な性別役割分担意識」を解消していくため、家庭や地域への啓発、学習を通じて一人ひとりの意識づくりを進めていきます。

(施策の方向)

1. 家庭や地域への啓発と学習の推進
2. 男女共同と自立を目指す教育の推進

平成 26 年に比べると、
16.7 ポイント減ったが、
未だ、20%の人が「賛成」
と答えている。



「大木町人権に関する町民意識調査」(令和4年、平成 26 年)

達成すべき目標(成果指標)

- ・ 「男は仕事、女は家庭」といった考え方に同感しない人の割合を 80%以上とします。

成果指標を達成するための具体的施策(重点施策)

- ・ 町民に向けた男女共同参画の啓発【Ⅰ-1-(1)】

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

DV やあらゆるハラスメントなどに対応する相談体制や、被害者のケア体制の充実を図り、性別や年齢、家族の形態などに関わらず、一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

(施策の方向)

1. 配偶者やパートナーからの暴力の根絶(DV 防止基本計画)
2. 生涯を通じた男女の健康支援
3. 子育て・介護など多様な家族形態に対応した支援

男女間における暴力の防止に必要なこと

女性N=794・男性N=601（複数回答）	女性	男性	全体
被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす	70.7	66.2	68.7
加害者への罰則を強化する	55.3	52.7	54.1
暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	41.9	35.1	39.0
学校、又は地域で、暴力を防止するための教育や研修会、イベント等を行う	32.7	32.1	32.4
メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	32.4	32.0	32.3
被害者を発見しやすい立場にある警察や医療機関関係者などに対し、研修や啓発を行う	30.2	28.0	29.3
暴力を助長する恐れのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる	24.8	20.8	23.1
その他、特になし、無回答	10.6	13.7	12.0

DV 被害防止に必要なこととして、男女ともに相談窓口を増やすことを求めている。

福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和 2 年)

達成すべき目標(成果指標)

- ・ DV 防止と被害者保護のための DV 関係課間のネットワーク会議研修会を年3回以上開催し、職員の意識醸成を図ります。

成果指標を達成するための具体的施策(重点施策)

- ・ DV 等関係課職員への研修【Ⅱ-1-(2)】

基本目標Ⅲ 性別にとらわれず活躍できる社会の実現(女性活躍推進計画)

女性自身の社会参画に対する意識や関心を深め、意思決定の場に女性が参画しやすくなる環境づくりに取り組んでいきます。

(施策の方向)

1. 女性が活躍できる就労環境づくり
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
3. 女性のエンパワーメントの支援
4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進
5. 農業及び商工業自営業における男女共同参画推進
6. 町民と行政の協働による男女共同参画の地域づくりの推進

大木町における審議会等における女性登用率の推移

年度	地方自治法第(180 条の5)に基づく委員会など			地方自治法(第 202 条の 3)に基づく審議会など		
	委員総数	うち女性委員数	女性比率	委員総数	うち女性委員数	女性比率
平成 25 年度	32	5	15.6	189	36	19.0
平成 29 年度	32	7	21.9	205	46	22.4
令和3年度	34	10	29.4	142	55	38.7
令和4年度	34	11	32.4	142	51	35.9
(県内町村平均)	-	-	-	(20,303)	(6,977)	(34.4)
令和4年度						

達成すべき目標(成果指標)

- ・ 審議会等における女性委員の数を総委員数の 40%以上とします。

成果指標を達成するための具体的施策(重点施策)

- ・ 審議会委員などへの女性の登用の促進【Ⅲ-4-(1)】